

2012年9月19日  
日七総委

(公財)日本セーリング連盟 理事、委員長 各位  
(公財)日本セーリング連盟 加盟・特別加盟団体代表 各位

(公財)日本セーリング連盟  
総務委員長 鈴木 修

## 平成24年度JSAF定期表彰に係わる受賞候補者推薦依頼

標記の件に関して、下記の通りご依頼致しますので、宜しくお取り計らい願います。

### 記

- 1、 推薦方法と該否確認  
該当ある場合は、別紙添付「受賞候補者推薦書」を提出願います。  
尚、該当が無い場合には、**連絡不要**です。
- 2、 提出要領
  - (1) 提出書類 …………… 別紙添付「受賞候補者推薦書」: 薦団体・押印済の文書を送付願います。
  - (2) 記載要領 …………… 「受賞候補者推薦書」は、候補者一人一枚毎に記載願います。  
(注1) 紙面不足の場合、任意の別紙に補記のうえ添付して下さい。  
(注2) チーム等の場合には、
    - ① 共有事項は、本推薦書に記載願います。
    - ② メンバーに関する記載事項は、任意の資料に別途記載のうえ添付して下さい。(注3) 推薦理由を裏付ける新聞記事や雑誌等刊行物等がある場合は、写しを添付願います
  - (3) 表彰の区分及びその概要  
添付の「連盟表彰規程」及び「連盟表彰規程細則」を参照願います。  
(現在、公益財団法人としての規程、細則の見直し中であり、同規程、細則中「財団法人日本セーリング連盟」は、「公益財団法人日本セーリング連盟」と読み替え願います。) 表彰対象期間 平成23年12月27日より平成24年11月30日
  - (3) 提出締切 …………… 2012年11月30日(金) JSAF事務局必着
  - (4) 送付先および送付方法  
送付先 : (公財)日本セーリング連盟 事務局  
送付方法
    - ① 郵送の場合 …… 郵No. 150-0041 東京都渋谷区神南1-1-1
    - ② FAXの場合 …… FAXNo. 03-3481-0414
    - ③ E-mailの場合 …… メールアドレス : ishizu@jsaf.or.jp
  - (5) その他  
受賞候補者が、表彰を固辞したり表彰式を欠席することが無いように、事前確認を御願います。
- 4、 審査結果等の通知  
推薦された受賞候補者等の審議は、1月の理事会で行いますが、その結果は、JSAFより推薦元団体等に通知するとともに、受賞内定者に対しても、表彰式予定等の通知を行います。
- 5、 表彰式の期日及び会場  
2013年1月26日(土)に開催を予定している全国加盟団体代表者会議と、同日、同所での表彰を予定しております。
- 6、 添付書類
  - (1) 受賞候補者推薦書
  - (2) 連盟表彰規程
  - (3) 連盟表彰規程細則
  - (4) JSAF功労賞受賞者一覧表(2010年以前)

以上

(本件照会先)

{ (公財)日本セーリング連盟 …… 郵No. 150-0041 東京都渋谷区神南1-1-1  
TEL 03-3481-2357 FAX 03-3481-0414  
{ 総務委員長 鈴木 修 …… E-MAIL szkosm@mx61.tiki.ne.jp  
TEL 080-5509-5112  
{ 表彰担当 山本俊貴 …… E-MAIL yamamotot@tsaf.com  
TEL 090-8744-0084

# 受賞候補者推薦書

表彰の区分 (対象を○印で囲む)		勲功賞・功労賞・優秀指導者賞・栄光賞・優秀競技者賞・救難記章・有功記章・感謝状	
ふりがな		氏名	
生年月日・性別		19 年 月 日 生 男・女 (○印で囲む)	
現住所		〒	
電話番号・Eメールアドレス		電話 - - Eメール @	
本籍			
最終学歴		( 学部 年 月 卒業・中退(○印で囲む)	
自 年 月 日 至 年 月 日		( 経 歴 事 項 記 載 欄 )	
職歴	19		
			(現在に至る)
スポーツ競技歴	19		
スポーツ団体歴	19		
			(現在に至る)
その他団体歴	19		
			(現在に至る)
賞罰	19	名称	執行機関 授与者等
推薦理由			

(注1) 紙面不足の場合、任意の別紙に補記のうえ添付して下さい。

推薦書に記載の候補者個人情報については、JSAFの表彰事務、表彰式、記録に使用し、その他の目的で使用することはありませんので、ご承知おき下さるようお願い致します。

(公財) 日本セーリング連盟 会長 行

(団体名)  
 (代表者名)  
 (担当者名・電話・Eメール(氏名)  
 (Eメールアドレス)

(電話)  
 @

2012 年 月 日

印

**平成24年度定期表彰等に係る件 (受賞候補者推薦)**

標記の件に関し 上記の通り推薦します。

以上

# 財団法人 日本セーリング連盟表彰規程

- 第1条 (目的)  
セーリングスポーツを通じ、体育界等において功績をあげ、或は体育等の振興に貢献し、日本セーリング界の名誉高揚に寄与した者或は団体等に対し、当連盟会長名をもって行う表彰(以下 連盟表彰という)の取扱について定める。
- 第2条 (表彰の種類)  
表彰の種類は、次の通りとする。
- 1 勲功賞  
勲功賞 は、日本セーリング界のために、永年に亘り極めて顕著な勲功の有った者に贈呈する。
  - 2 功労賞  
功労賞 は、永年に亘り日本セーリング界の発展に努力し著しく貢献し、功績の有った者に贈呈する。
  - 3 優秀指導者賞  
優秀指導者賞 は、中長期かつ継続的な選手育成、医科学的サポートにより優秀選手を輩出、或は永年にわたる社会体育の普及振興に極めて大きく貢献した者に贈呈する。
  - 4 栄光賞  
栄光賞 は、公式国際競技大会等において、特に優秀なる成績或は業績をあげ、日本セーリング界の名誉高揚に大きく貢献した者に贈呈する。
  - 5 優秀競技者賞  
優秀競技者賞 は、競技等における態度、挙措が高潔であり、日常の競技生活等も模範的であり、かつ競技等の記録或は業績も優秀であった者に贈呈する。
  - 6 救難記章  
救難記章 は、海・水難救助活動等 他の模範として社会的人道的に評価される行為を行った者に対し贈呈する。
  - 7 有功記章  
有功記章 は、寄付金額が、年間累計で5百万円以上の者或は1千万円以上の団体に対し贈呈する。
  - 8 感謝状  
感謝状 は、特定大規模の連盟関与事業遂行において極めて大きく貢献をした者或は団体等に対し、謝意を現すために贈呈する。
- 第3条 (候補者の推薦)  
表彰候補者は、連盟理事、委員長、傘下の加盟団体及び特別加盟団体の長が、会長に対し推薦する。
- 第4条 (審査・決定)  
表彰候補者として推薦されたものについては、総務委員会が取り纏め、理事会にて審議決定する。
- 第5条 (表彰期日)  
原則として、毎年度最後に開催される評議員会と同日付を以って表彰する。  
尚、特段の事情があれば同日以外の表彰も行う。
- 第6条 (表彰状等)  
受賞者に対し、表彰状或いは感謝状を授与する。  
勲功賞・功労賞、優秀指導者賞には銀杯及び記念エンブレム、  
栄光賞・優秀競技者賞にはトロフィー及び記念エンブレムを授与する。
- 第7条 (細則)  
この規程の細則は、別に定める。
- 付則
- 1、この規程は、2002年6月1日より実施する。
  - 2、この規程の改廃は、理事会にて行う。
  - 3、2009年11月23日改正

## 財団法人 日本セーリング連盟表彰規程 細則

### 第1条 (各賞候補の資格基準)

- 1 勲功賞 候補の資格基準について次の通り定める。
  - (1) 年齢 …… 70 才以上 (原則として故人は制限無し)
  - (2) 対象者 …… 当連盟会長等
  - (3) 回数 …… 生涯 1 度限り
- 2 功労賞 候補の資格基準について次の通り定める。
  - (1) 年齢 …… 60 才以上 (原則として故人は制限無し)
  - (2) 対象者 …… ① 連盟役員及び、執行部門委員長等の通算在任期間が重複しない20年以上の者。  
② 加盟団体、特別加盟団体の理事長等以上の通算在任期間が10年以上であって、執行部門の委員長等の理事及び水域協会長を含む重複しない通算在任期間20年以上の者。  
③ 上記①及び②全ての役職通算在任期間が重複しない20年以上の者。  
④ 組織統合後の対象要件期間が相当年数含まれていて、統合以前の功績在任期間とを通算して重複しない通算期間を満たしている者。  
⑤ 連盟現職員等は15年以上の者。  
⑥ セーリングヨットの設計、建造、普及その他連盟関係業務に格別の功績があった者。  
⑦ 上記年限を満たさない場合であっても功績が著しい場合は、理事会で審議することがある。
  - (3) 回数 …… 生涯 1 度限り
- 3 優秀指導者賞 候補の資格基準について次の通り定める。
  - (1) 年齢 …… 不問
  - (2) 対象者 …… 原則として現在も引続き活動中の個人或いはグループ。  
但し 勲功賞或いは功労賞等受賞者は対象外とする。  
① 中長期にわたり継続的に選手の育成に努め、優秀な選手を輩出している監督・コーチ。  
② 指導者、医・科学面からサポートしているドクター・トレーナー等スタッフ。  
③ 永年にわたる社会体育或は地域スポーツの普及振興に極めて大きく貢献している指導者。  
④ 地域のクラブの指導者。(企業・学校等のクラブで指導経験15年以上の者)
  - (3) 回数 …… ① 当該年度毎に1度限りとする。  
② 次年度以降 新たな業績対応で繰返し候補となることはある。
- 4 栄光賞 候補の資格基準について次の通り定める。
  - (1) オリンピック競技大会 …… 入賞
  - (2) 世界選手権大会 …… 優勝
  - (3) 特定外洋競技並びに航海等 …… 優勝 又はそれに匹敵する業績等  
(注) 別途定めた競技大会等並びに航海等
  - (4) 回数 …… (ア) 当該年度毎に1度限りとする。  
(イ) 次年度以降 新たな業績対応で繰返し候補となることはある。
- 5 優秀競技者賞 候補の資格基準について次の通り定める。
  - (1) オリンピック競技大会 …… 10 位以内
  - (2) 世界選手権大会 …… 3 位以内
  - (3) アジア大会 …… 優勝
  - (4) 特定外洋競技並びに航海等 …… 3 位以内 又はそれに匹敵する業績等  
(注) 別途定めた競技大会等並びに航海等
  - (5) その他国際競技大会 …… 優勝
  - (6) 当該年度の優秀選手(国体を含む)
  - (7) 回数 …… ① 当該年度毎に1度限りとする。  
② 次年度以降 新たな業績対応で繰返し候補となることはある。
- 6 救難記章 候補の資格基準について次の通り定める。
  - (1) 海・水難事故等の内容 …… 事故の規模等は問わない。
  - (2) 救難活動報告 …… 客観的通信或いは報道等により 重要な当該関与者であるとの確認と救済活動の顛末報告書の提出。
  - (3) 回数 …… ① 当該年度毎に原則として1度限りとする。  
② 次年度以降 新たな事件対応で繰返し候補となることはある。

### 第2条 (有功記章の寄付の金額評価)

有功記章の寄付が、金銭以外の財物による場合は、必要に応じて専門家の価値鑑定を行なう。

### 第3条 (表彰審査・決定)

総務委員会の中に表彰担当者を置き、総務委員会が申請内容を取り纏めて理事会で承認を得る。

### 第4条 (授与上の制限)

表彰する対象として次のものは除外する。

- (1) 候補者自身或は関係する団体が、刑事訴訟係争中或は刑罰等を受け一定期間を経過していない場合。
- (2) 候補者自身の人格、生活態度等において著しく非難されるのがある場合。

(参考付記事項)

- (1) 功労賞 候補となる功績参考事例
  - ア、セーリングヨットの紹介、開発、普及 …… 設計者、造船所、セールメーカー等
  - イ、セーリングヨットに関する広報宣伝 …… テレビ、雑誌、図書メディア関係者等で顕著な活躍
  - ウ、連盟業務の推進 …… 連盟理事、事務局関係者等における顕著な活躍
  - エ、地方及び艇種別等のセーリングスポーツの普及 …… 地方協会、県連、外洋団体支部等の設立等顕著な活躍
  - オ、国際的貢献 …… 国際的活動に顕著な活躍
  - カ、航海術等の普及と発展 …… 外洋艇関係諸団体等
  - キ、その他
- (2) 栄光賞、優秀競技者賞、救難記章表彰者へのエンブレム贈呈は生涯1回限りとする。
- (3) 特定外洋競技
  - ア、ISAF Offshore 登録レース
  - イ、IRC Year Book 記載レース
  - ウ、ISAF Offshore Onedesign世界選手権、Kealboat Onedesign 世界選手権
  - エ、ORC世界選手権、Formura Class世界選手権

- 1、この細則は、2002年6月1日より実施する。
- 2、この細則の改廃は、理事会にて行う。
- 3、2009年11月23日改正